

情報誌『アーカイブズ』第44号

2011年6月、国立公文書館が編集発行する情報誌『アーカイブズ』(第44号)において「公文書等の管理に関する法律」の特集(「公文書管理法施行を迎えて」「公文書管理法施行は大きな契機」「公文書管理法の施行について」など9論考)が組まれました。以下、主な論考のポイントを紹介しておきます。

第1の論考(高山正也・国立公文書館長)は、同法を「我が国の公文書管理史上、エポックメイキングな法」と評価しながらも、日本の社会全体に深く広く浸透している“公文書=為政者・行政官・研究者等の専有物”といった旧来のイメージを克服することの重要性と困難さを指摘しています。

第2の論考(松岡資明・日経新聞編集局文化部編集委員)は、国レベルでの公文書管理に主眼をおく同法の施行が一部自治体レベルでの公文書管理条例制定に向けた取り組みを誘発するとともに、東日本大震災をきっかけに行政および民間レベルで種々の記録史資料(アーカイブズ)の保存活動に対する関心が高まっていることを指摘しています。そして今後は、将来世代のために「想定」され得るすべての記録を残す必要があるとして、「行政機関や公文書館は言うまでもなく、図書館、博物館、大学や研究機関、さらには一人ひとりの個人までを含めて将来にどんな記録が残せるかを考えなければいけない」と述べています。

第3の論考(笹川朋子・内閣府大臣官房公文書管理課)は、同法の施行を「公文書管理体制とアーカイブズ制度を充実・強化し、国の公文書管理の抜本的な改善を図る新たな公文書管理制度」のスタートと位置づけて、この新しい法制は「①文書をきちんと作成する、

②文書を勝手に捨てない、③残すべき文書は永久保存する、という3つの原則を様々な手段を用いて確保する仕組みを定めたもの」と述べています。

なお、『アーカイブズ』(第44号)は、国立公文書館ウェブページから閲覧できます(<http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/044.html>)。

